

第91号議案

豊川市老人憩の家条例の廃止について

豊川市老人憩の家条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

平成28年12月1日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市老人憩の家条例を廃止する条例

豊川市老人憩の家条例（平成17年豊川市条例第47号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、利用者の需要の変化及び利用の状況を踏まえ、公の施設として設置管理する必要性の薄れた豊川市老人憩の家を廃止する必要があるからである。